

3. 道路の課題

3.1 都市内道路の機能

都市内の道路は、人や物を移動させるための交通空間であるとともに、人々が集い、語らう、日常の生活空間でもあります。また、火災や地震などの災害時には、避難路としての役割や延焼をくいとめる防火帯の役割を持っており、さらに、電気、ガス、水道、地下鉄などの各種都市施設を設置するための収容空間としての役割も持っています。

本計画では、下表に示す都市内道路の機能を踏まえつつ、上位関連計画にもとづき、以下の視点により道路の課題を整理します。

- ① 安全・安心なみちづくり
- ② まちの魅力の維持・向上とにぎわいを創出するみちづくり
- ③ 地域をつなぐみちづくり

表 3-1 都市内道路の機能

機能の区分		内容
1 交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能
2 都市環境機能		景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能
2 都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路としての機能
	災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
空間機能	公共交通機関の導入空間機能	バス等の公共交通機関導入のための空間
	供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV 等の都市における供給処理及び通信情報施設のための空間
	道路付属物のための空間	電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間
3 市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格として都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の広報を規定する
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区形成
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間

資料：日本都市計画学会 実務者のための新・都市計画マニュアルⅡ（平成15年3月）

3.2 道路の課題

3.2.1 安全・安心なみちづくり

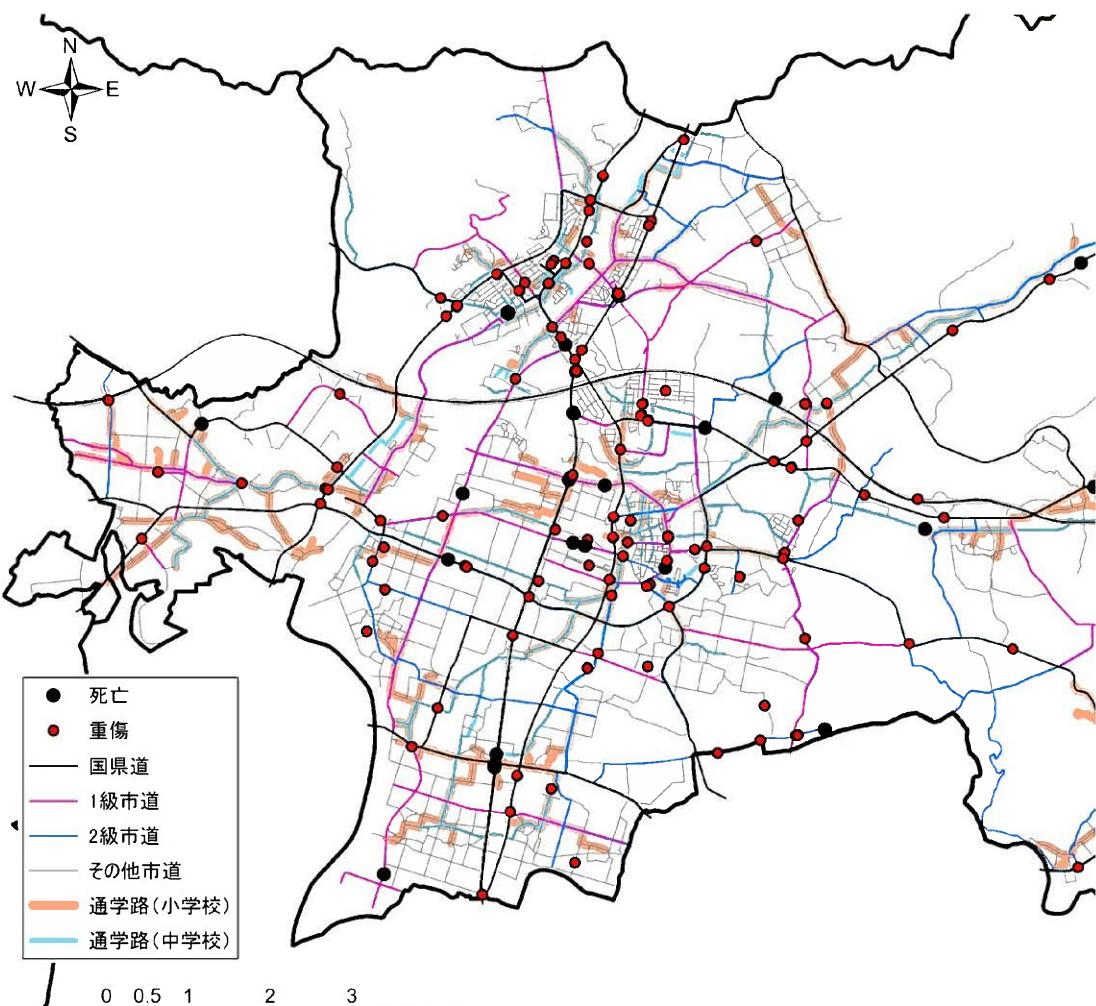
(1) 交通安全の課題

市内の幹線道路は、平成 27 年度道路交通センサスでは、一部 2 万台/日以上の交通量及び 1.0 以上の混雑度の路線もみられるものの、大きな混雑はみられていません。

一方、交通事故の発生に着目すると、人身事故の発生件数は減少傾向にあるものの、市道における歩行者・自転車関連の事故比率が国道や県道に比べ高くなっています。また、通学路付近での死亡事故や重傷事故も発生しています。

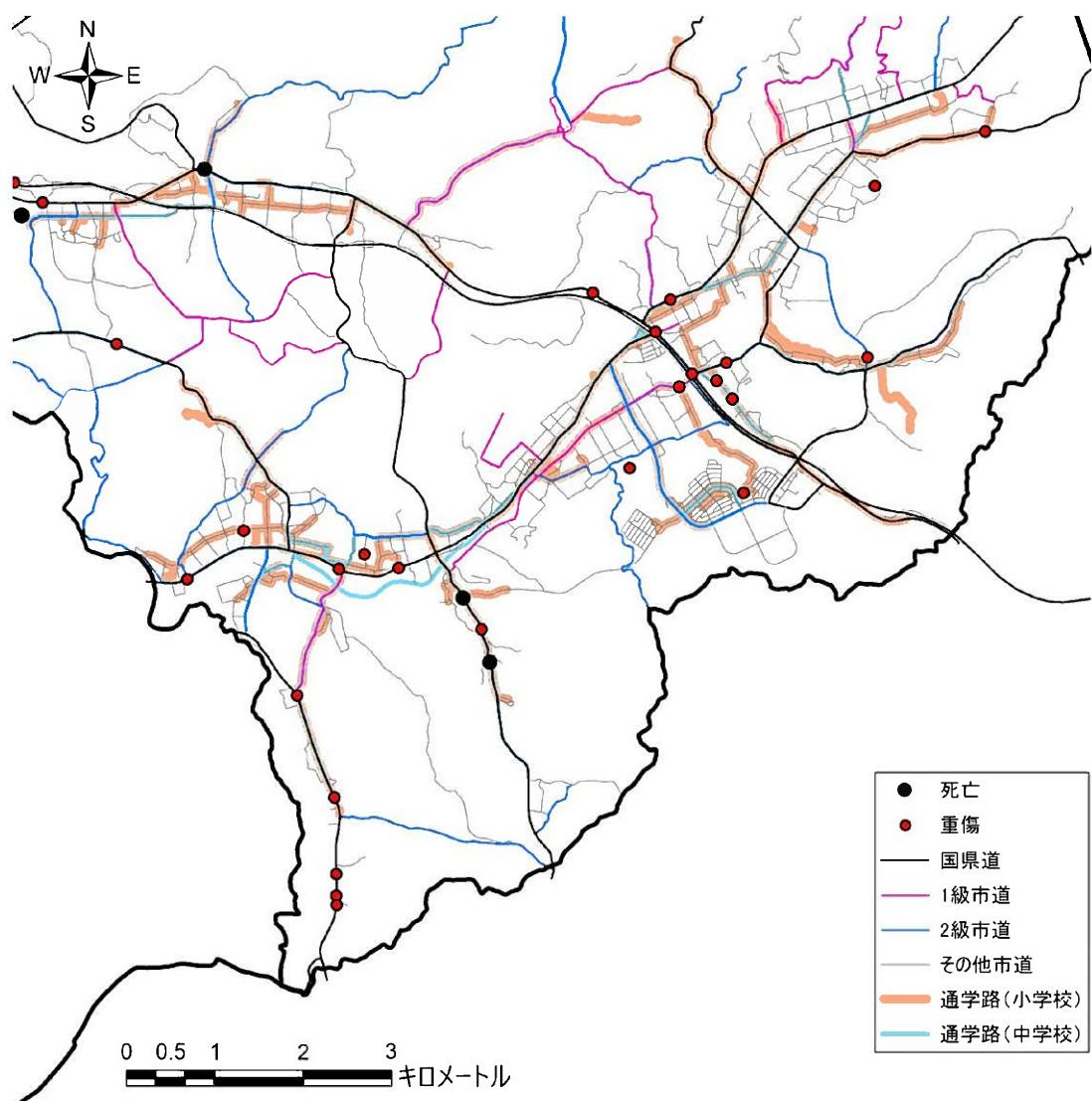
総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画において交通安全対策の充実について記載しており、歩行者・自転車事故対策をはじめとした安全・安心な移動空間の確保が求められます。

また、本市の市道には歩道が整備されてない路線も多く、周辺施設の立地状況や通学路等の状況も踏まえつつ歩道整備について検討することが求められます。



※平成 22 年 1 月～令和元年 5 月までの事故
資料：加東市

図 3-1 死亡・重傷事故の発生箇所



※平成 22 年 1 月～令和元年 5 月までの事故
資料：加東市

図 3-2 死亡・重傷事故の発生箇所

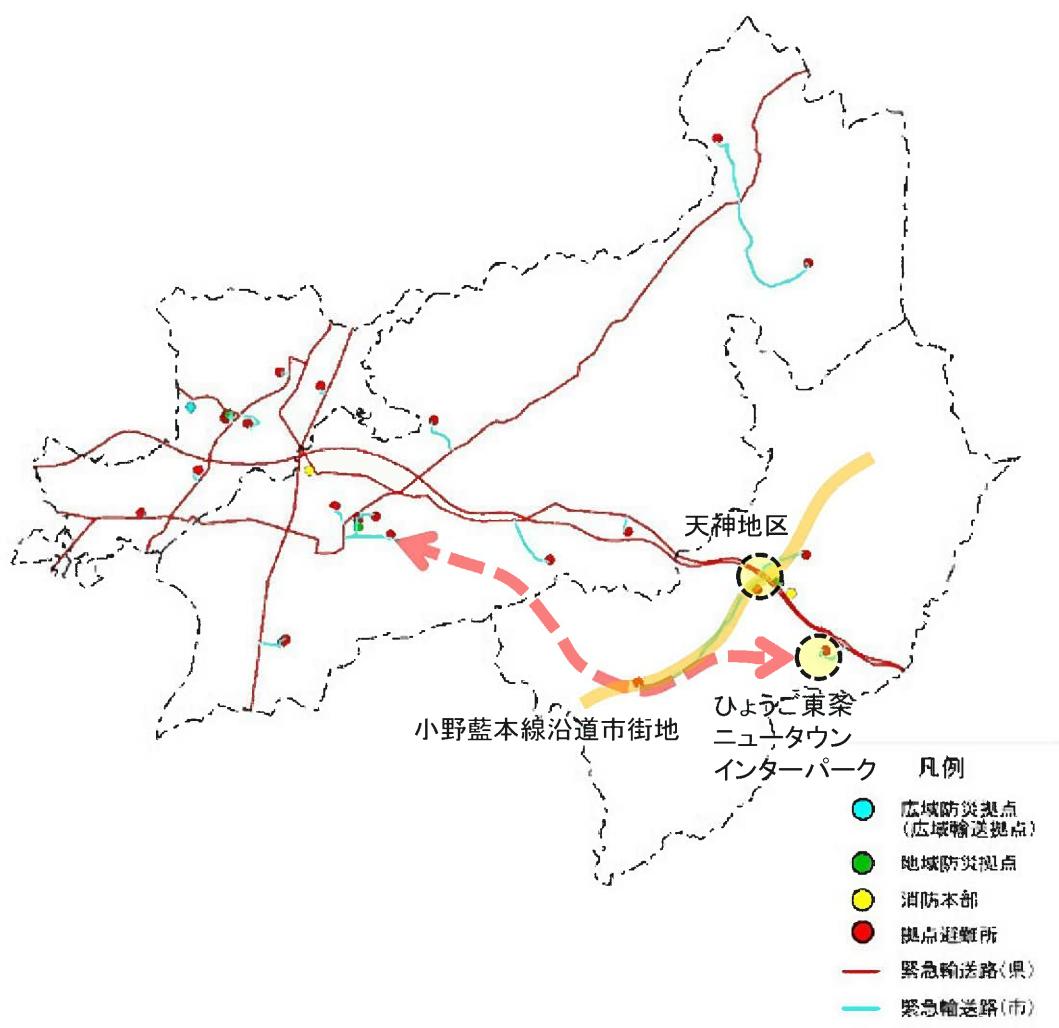
(2) 都市防災の課題

市内の東西方向の緊急輸送道路ネットワークは、中国縦貫自動車道に加え、並走する（主）西脇三田線の2路線のみで形成されています。このため災害発生時に拠点となる市役所付近から中国縦貫自動車道や（主）西脇三田線方向へのアクセス経路が確保できなくなった場合の東条地域へのアクセス経路の確保が課題となります。

加えて、市東部の山地部には土砂災害危険箇所も多く存在しており、災害発生時のアクセス経路を確保することも重要となります。

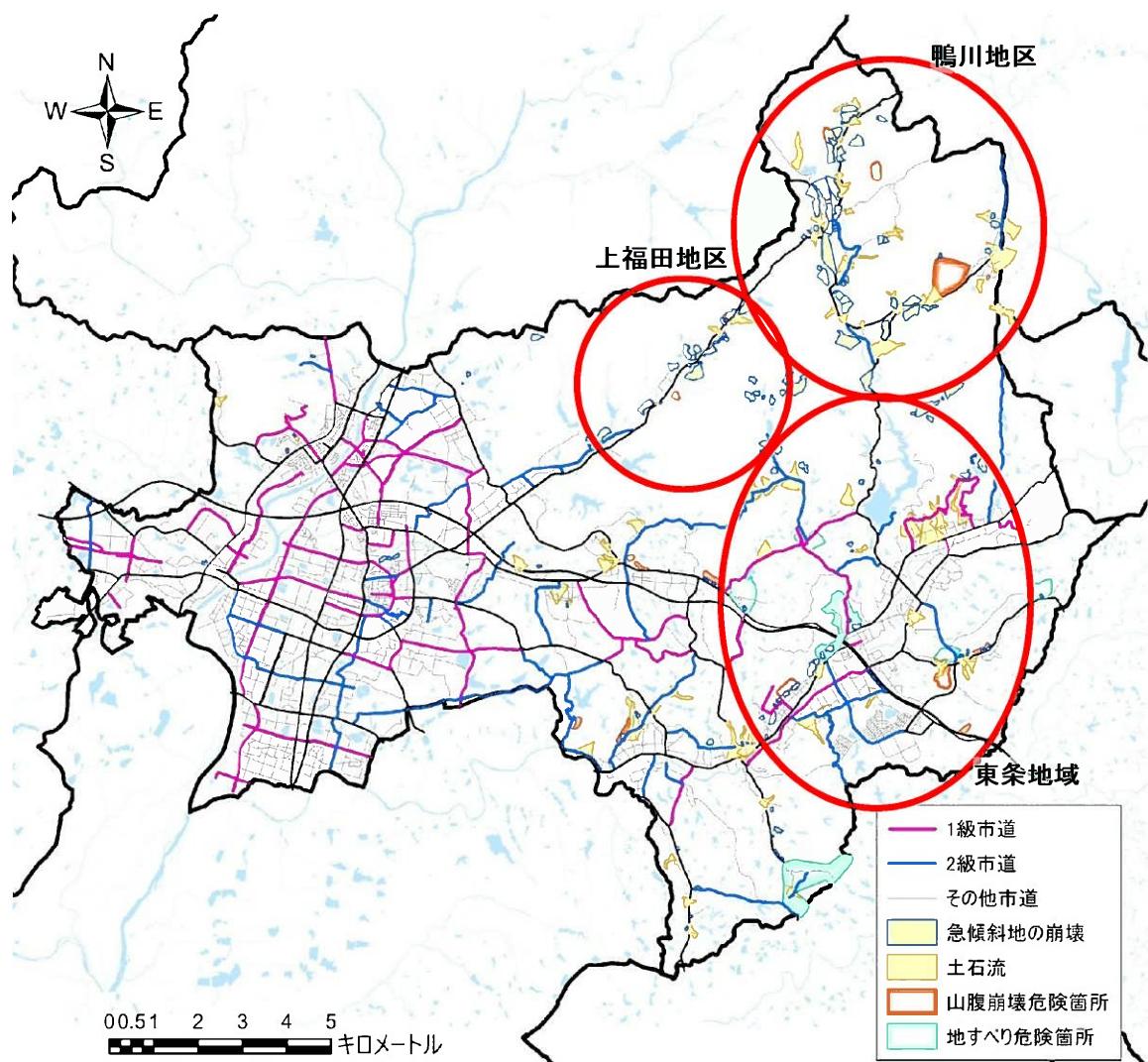
これに対応するため、（一）厚利社線や（主）小野藍本線、市道などによる災害時に有効なネットワーク形成が求められます。

また、緊急輸送道路ネットワークに加え、市内各所に整備された防災備蓄倉庫や避難所へのアクセスを確保する事も重要となります。



資料：加東市防災会議 加東市地域防災計画【震災対策編】(平成30年)

図 3-3 緊急輸送道路ネットワーク



資料：加東市

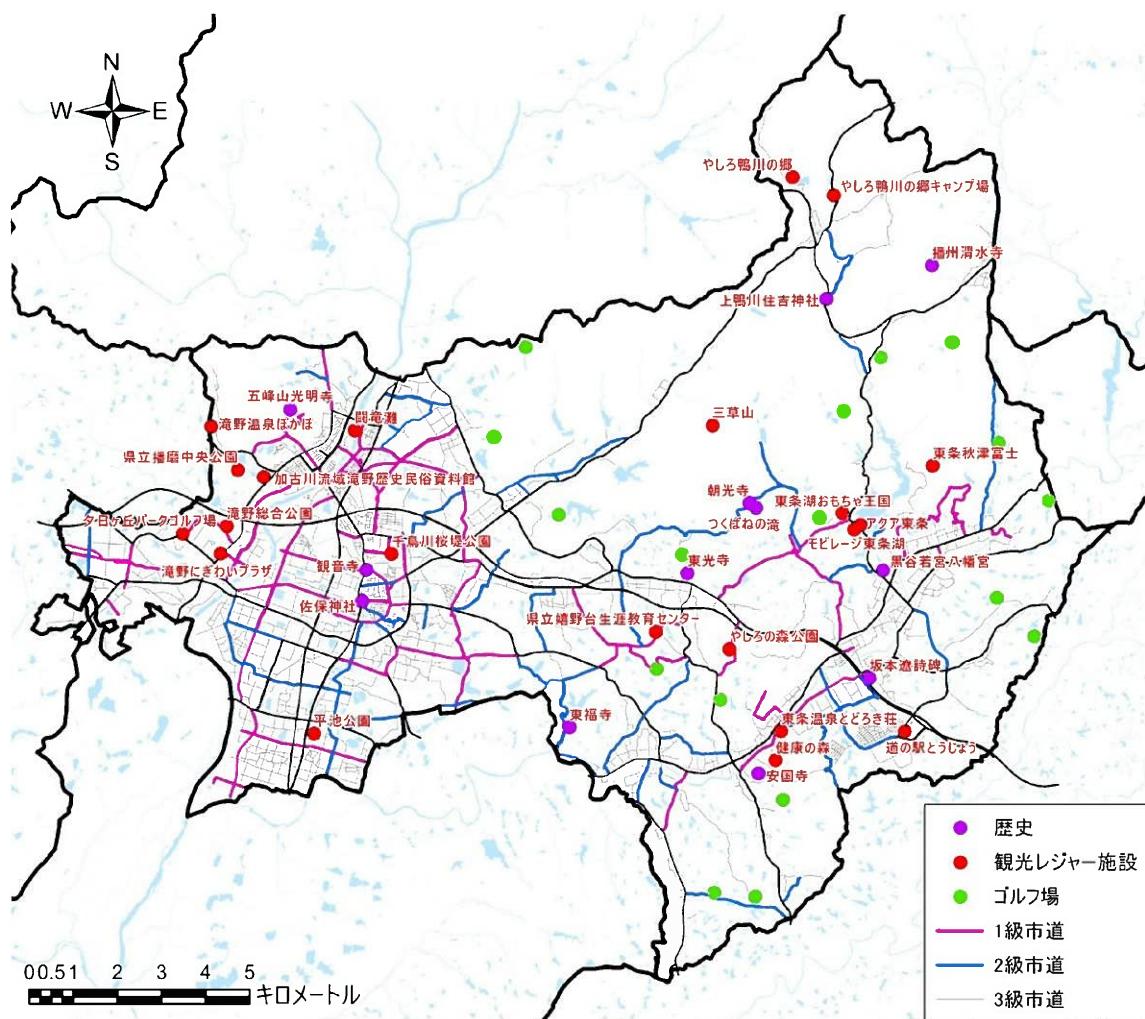
図 3-4 土砂災害危険箇所

3.2.2 まちの魅力の維持・向上とにぎわいを創出するみちづくり

(1) 観光振興

本市の総合計画では、「歴史や自然、観光施設などの地域資源を活用し、まちの魅力を最大限に引き出すとともに、多様な主体との協働により、まちのにぎわいを創出します。」としています。

本市の観光施設等について、道路網との関係性をみると、郊外部や市境部等の市の中心部から離れた場所に位置していることもあり、充分なアクセスが確保されているとはいえない状況にあることから、本市の観光の発展を支える道路の整備が求められます。



資料：加東市

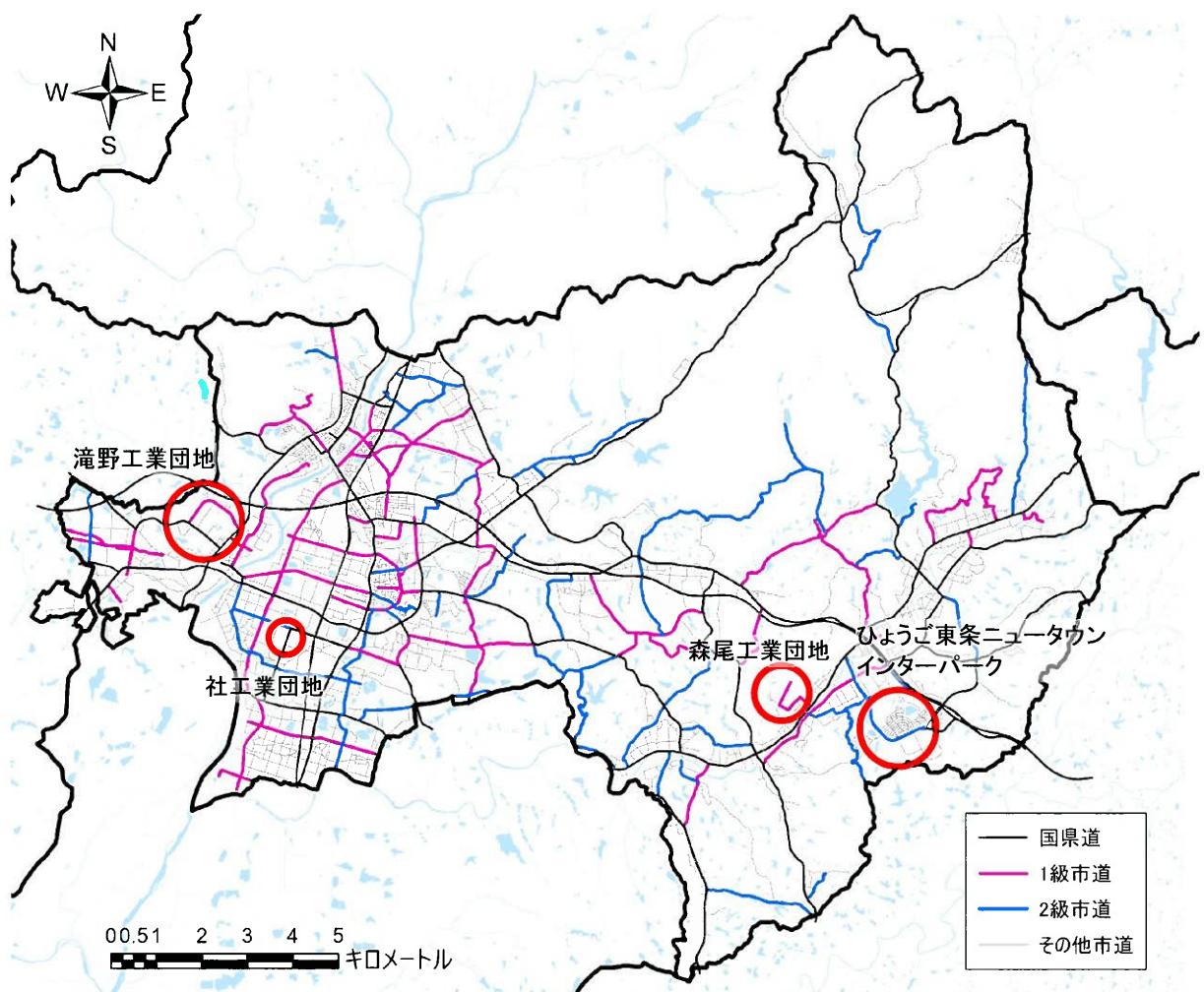
図 3-5 道路網と観光施設の立地

(2) 産業振興

本市には4箇所の工業団地が立地しており、社工業団地を除く3箇所が市道沿道に位置しています。

これらの市道はいずれも6.5m以上の道路として整備されていますが、森尾工業団地に接続する市道に関しては歩道が整備されていません。また、社工業団地に関してもアクセス上、市道を経由する必要があります。

このため、産業を支える道路として、利用状況に応じた整備が求められます。



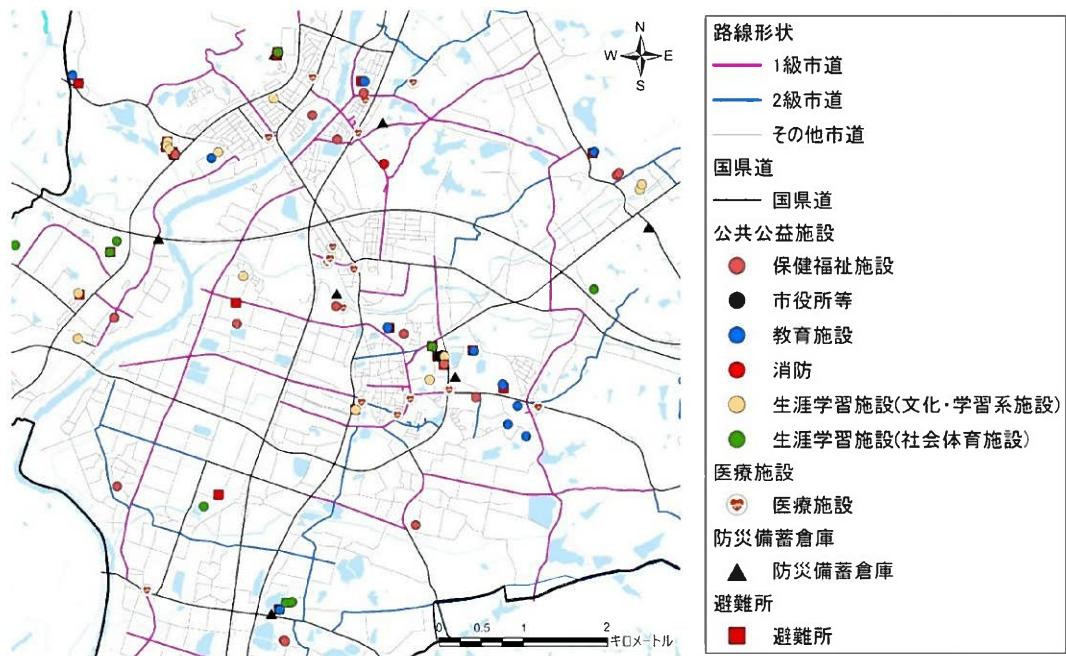
資料：加東市

図 3-6 道路網と工業団地の立地

(3) 市街地の魅力向上

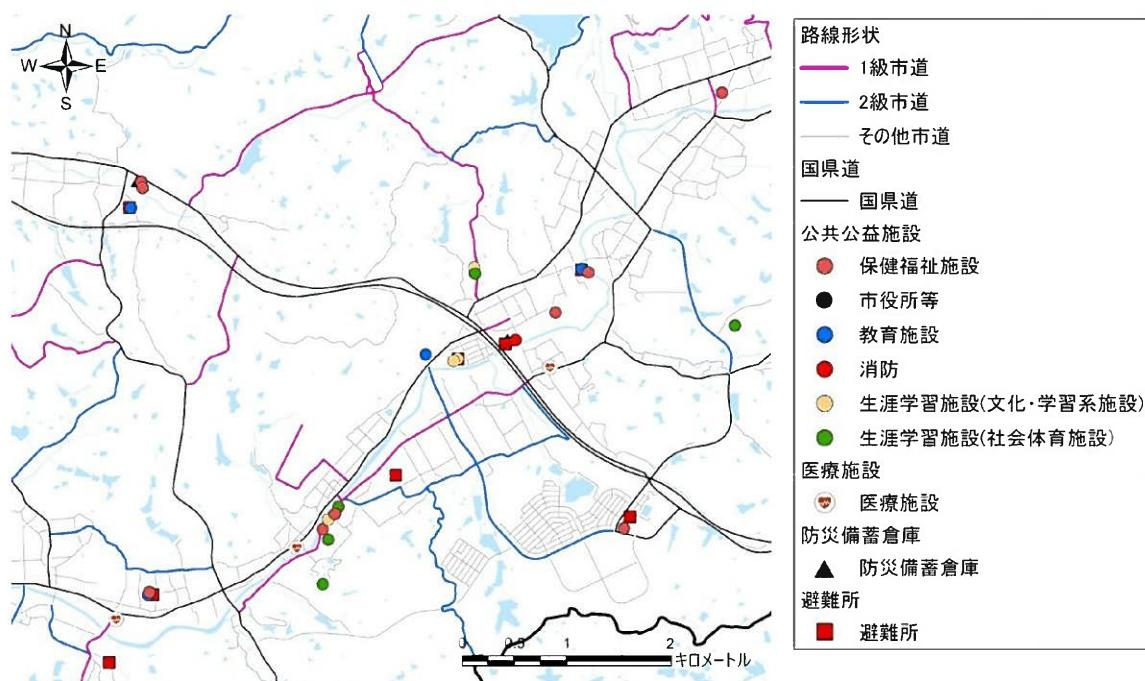
市役所周辺や東条地域の拠点周辺においては公共公益施設が多く立地しています。このため、拠点内において施設へのアクセス経路を確保するため、拠点から都市軸へのアクセス経路、連駅軸を補完し、機能強化を図るネットワークの確立が求められます。

また、拠点周辺の活性化のため、市街地部の魅力向上を支える道路を整備することが求められます。



資料：加東市

図 3-7 都市拠点（社地域・滝野地域）に立地する施設



資料：加東市

図 3-8 都市拠点（東条地域）に立地する施設

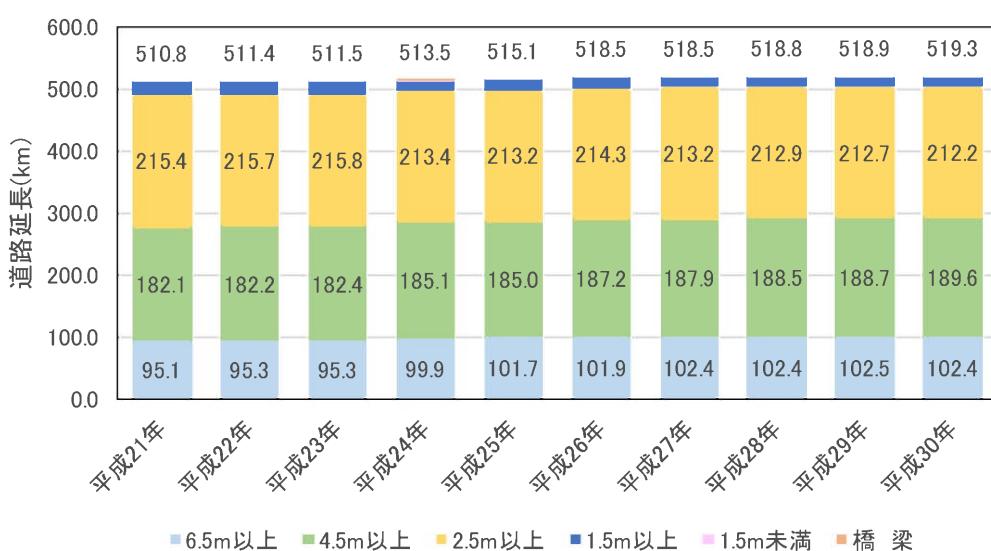
(4) 市民の移動を支えるみちづくり

第2次加東市総合計画や加東市都市計画マスターplanでは、路線バスの確保や市町村運営有償運送の新たな地域の導入などの取り組みを進めていますが、バス運行を導入するために、充分な道路幅員を確保することが求められます。現在、バス路線は幹線道路を中心に運行されていますが、新たな地域に導入を図る際は、市道も含めた検討が必要となります。市道には4.5m未満の区間も多く、道路整備を含めた対応を検討することが必要となります。



資料：加東市地域公共交通活性協議会 加東市公共交通ガイドブック第2版（令和元年5月）

図 3-9 バス路線



資料：加東市統計書（平成31年3月）

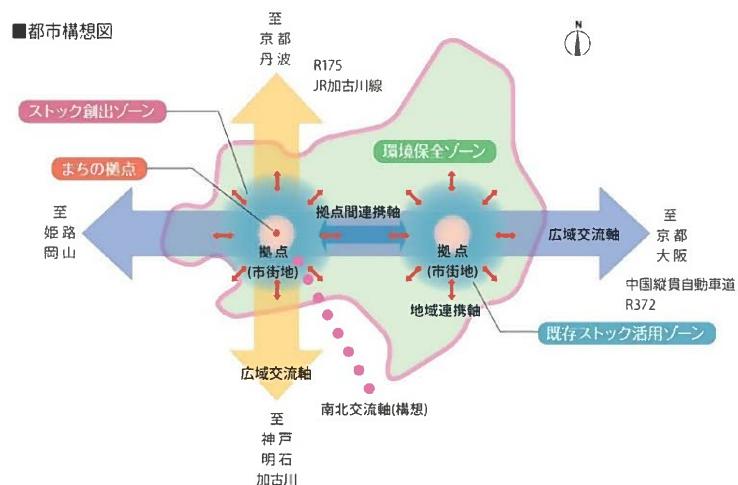
図 3-10 市道の幅員別延長の推移

3.2.3 地域をつなぐみちづくり

本市は、旧加東郡3町が合併した経緯もあり、旧町の既存市街地が存在しています。

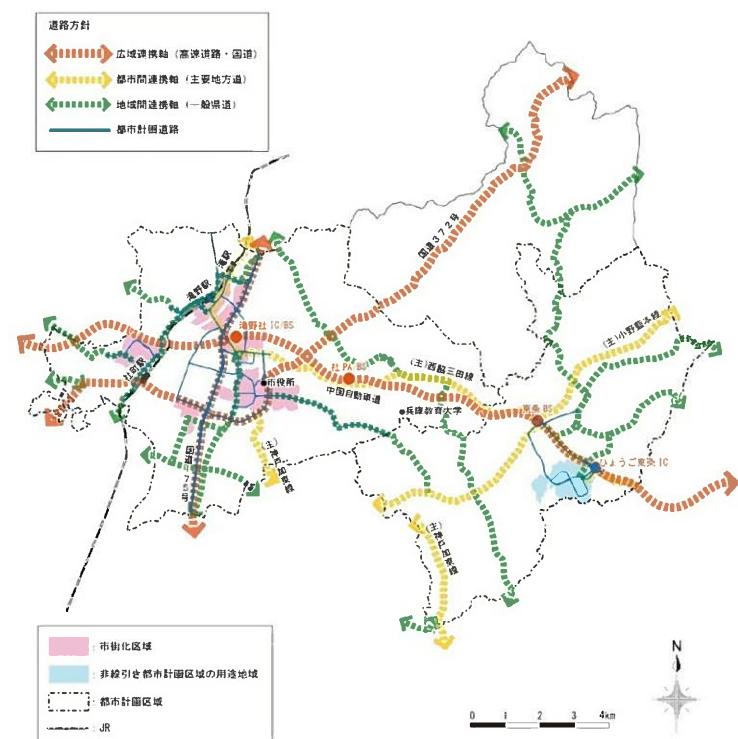
このため、第2次加東市総合計画や加東市都市計画マスターplanでは東西の拠点を整備し、拠点間を結ぶ多極ネットワーク型の都市構造の創造を目指すとしています。

現在、拠点内の市道及や拠点間を結ぶ市道には、充分な幅員が確保されていない区間や歩道が設置されていない区間も存在するため、拠点を形成する道路または拠点間を結ぶ道路として必要な機能を確保することが求められます。



資料：第2次加東市総合計画 基本構想（平成30年7月）

図 3-11 都市構想図



資料：加東市都市計画マスターplan（平成31年3月）

図 3-12 将来都市構造

4. 幹線道路網の整備方針

4.1 整備方針

本市における道路の課題を踏まえ、本市の市道整備に係る基本的な考え方を示します。



《整備方針》

- ① 安全・安心なみちづくり
- ② まちの魅力の維持・向上とにぎわいを創出するみちづくり
- ③ 地域をつなぐみちづくり

4.2 整備方針における市道のあり方

3つの整備方針について、それぞれ市道のあり方について整理します。

4.2.1 安全・安心なみちづくり

『安全・安心なみちづくり』は、以下の方針に基づき実施します。

【交通安全】

- ・通学路として指定されている市道の安全性の向上を図ります。
- ・死亡事故及び重傷事故の発生している市道の安全性向上を図ります。
- ・幅員狭小区間を解消し、安全・安心な市道整備を進めます。

【防災】

- ・緊急輸送道路に位置付けられた市道の整備を進めます。
- ・避難所、備蓄倉庫等へのアクセス経路となる市道の整備を進めます。

4.2.2 まちの魅力の維持・向上とにぎわいを創出するみちづくり

『まちの魅力の維持・向上とにぎわいを創出するみちづくり』は、以下の方針に基づき実施します。

【観光振興】

- ・主要幹線道路から観光地や観光施設までのアクセス性の向上を図ります。

【産業振興】

- ・主要幹線道路から工業団地までのアクセス性の向上を図ります。
- ・主要幹線道路から商業施設までのアクセス性の向上を図ります。

【公共公益施設へのアクセス】

- ・公共公益施設へのアクセス性の向上を図ります。

【市街地の活性化】

- ・中心市街地付近の活性化を支援する市道整備を進めます。

【公共交通】

- ・路線バスや市町村運営有償運送を支えるための市道整備を進めます。

4.2.3 地域をつなぐみちづくり

『地域をつなぐみちづくり』は、以下の方針に基づき実施します。

【多極ネットワーク型都市構造の創造】

- ・社地域、滝野地域、東条地域を結ぶ主要幹線道路を補助する市道及び主要幹線道路にアクセスする市道の整備を進めます。

5. 幹線道路整備の必要性検討

5.1 検討のフロー

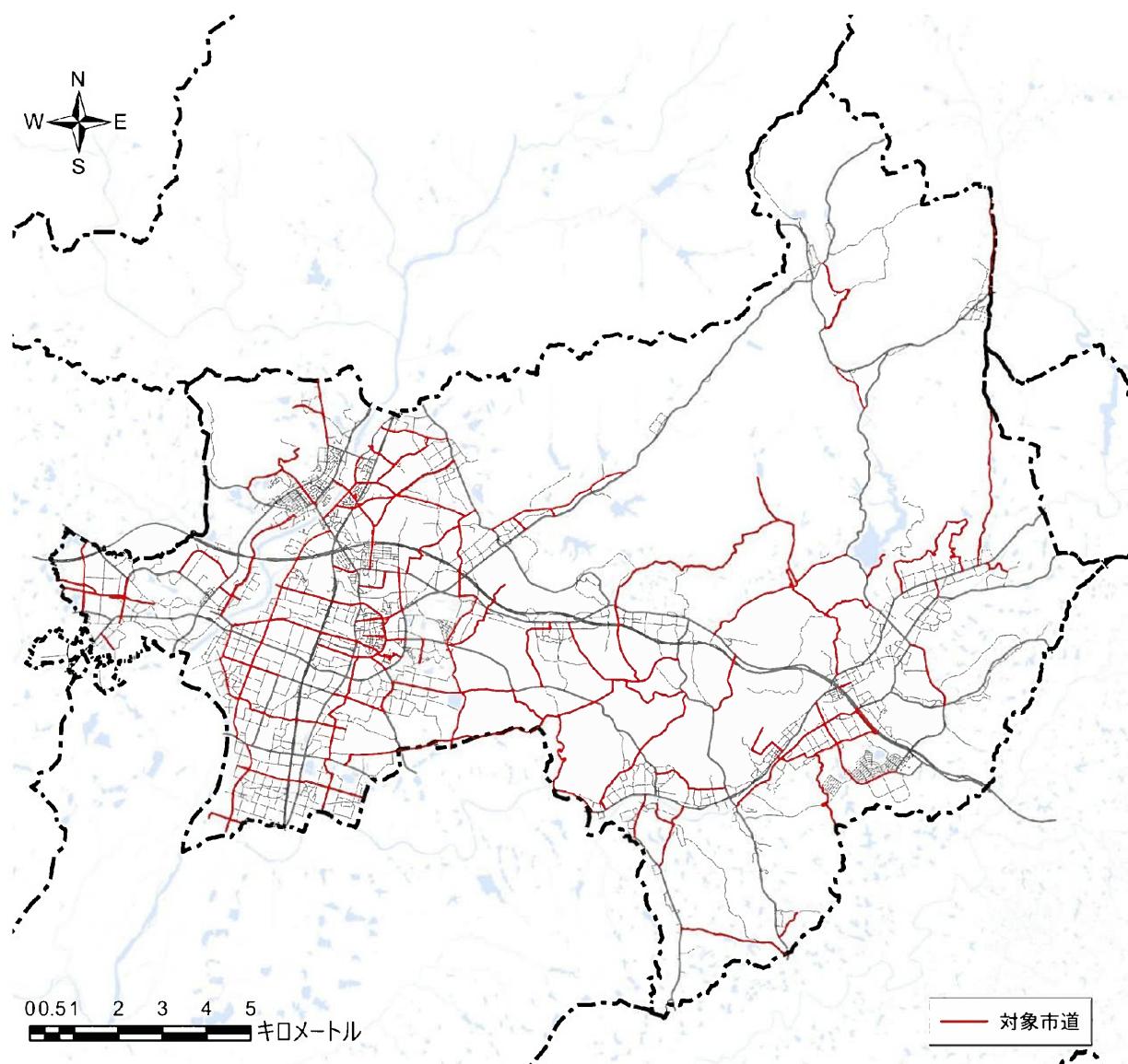
幹線道路整備の必要性検討は、以下の手順で行います。

評価①	●既存路線に対する評価の実施 <ul style="list-style-type: none">・整備方針をもとに評価項目を設定し、評価を実施<ul style="list-style-type: none">○安全・安心なみちづくり○まちの魅力の維持・向上とぎわいを創出するみちづくり○地域をつなぐみちづくり
	●整備対象路線の検討 <ul style="list-style-type: none">・評価①の結果をふまえ、整備の必要な路線について検討を実施
	●新規整備路線・変更路線の検討 <ul style="list-style-type: none">・旧町境における道路網の不整合の改善やまちづくりにおいて必要な路線について検討を実施
評価②	●整備対象路線の整備時期の検討 <ul style="list-style-type: none">・整備対象路線の整備時期について、短期・中長期の二段階で評価

5.2 評価① 既存路線の必要性の検討

5.2.1 検討対象路線・区間の整理

幹線道路整備の必要性の検討については、本市の対象市道の内、1級市道・2級市道に対して検討を進めます。



資料：加東市

図 5-1 検討対象市道

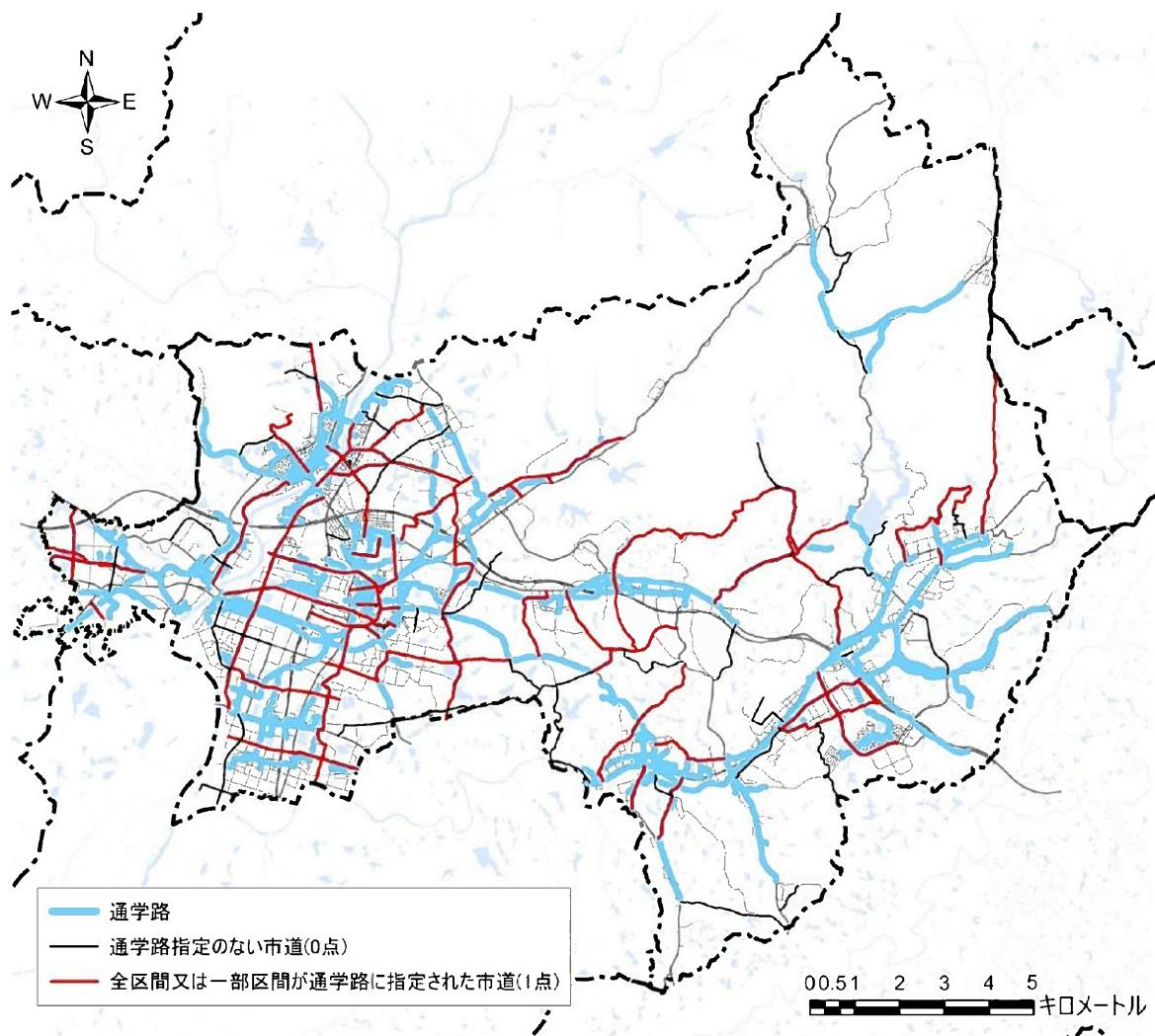
5.2.2 安全・安心なみちづくり

(1) 交通安全の向上を図るみちづくり

1) 通学路の安全性向上

目的: 通学路として指定されている市道の安全性の向上を図ります。

評価項目: 小・中学校の通学路に指定されている路線を歩道整備の必要な路線として位置付けます。



資料：加東市

図 5-2 一部又は全区間が通学路として指定されている市道

2) 交通安全の向上

目的: 死亡事故及び重傷事故の発生している市道の安全性向上を図ります。

評価項目: 死亡事故、重傷事故の発生している路線を整備の必要な路線として位置付けます。

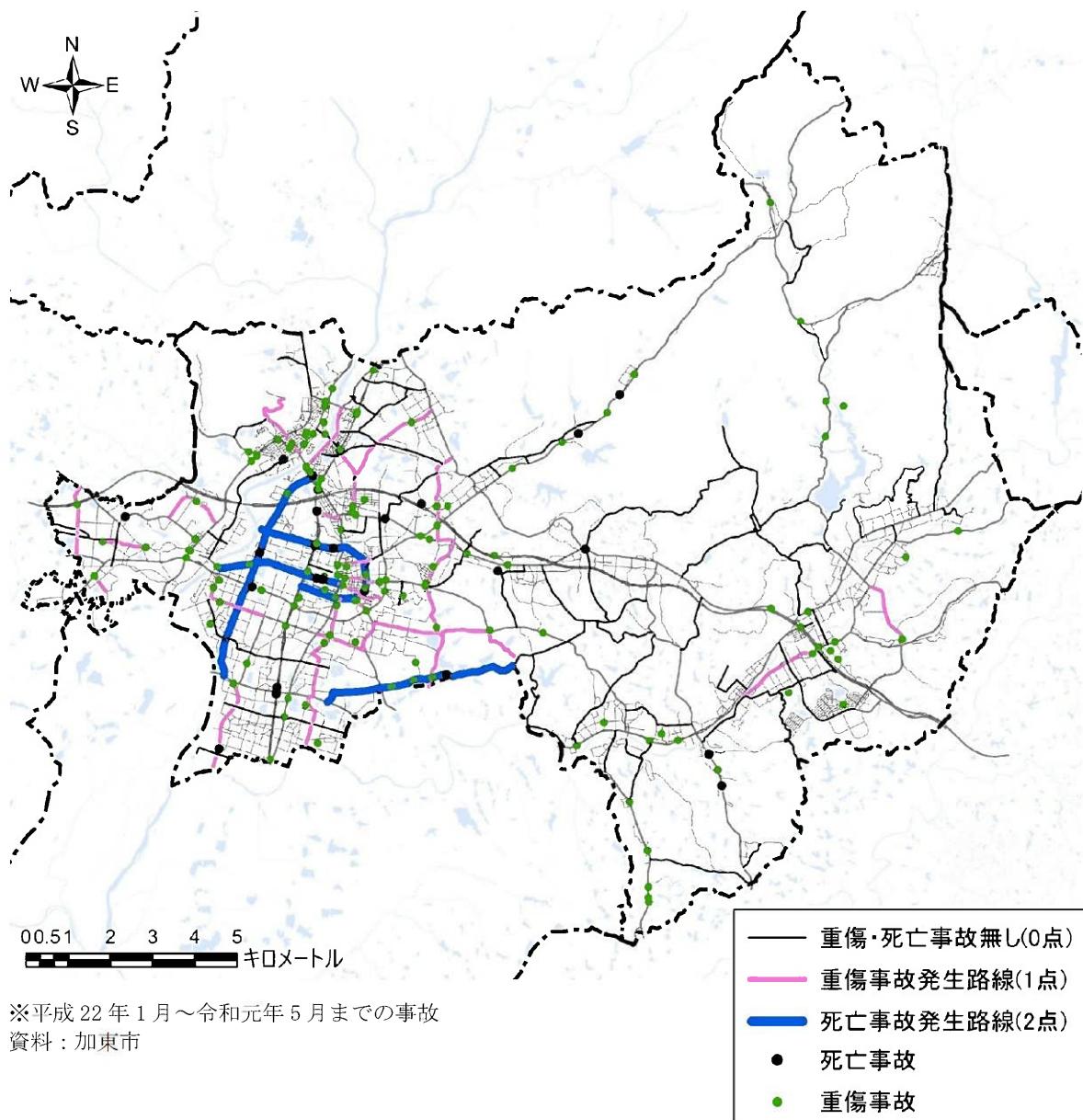
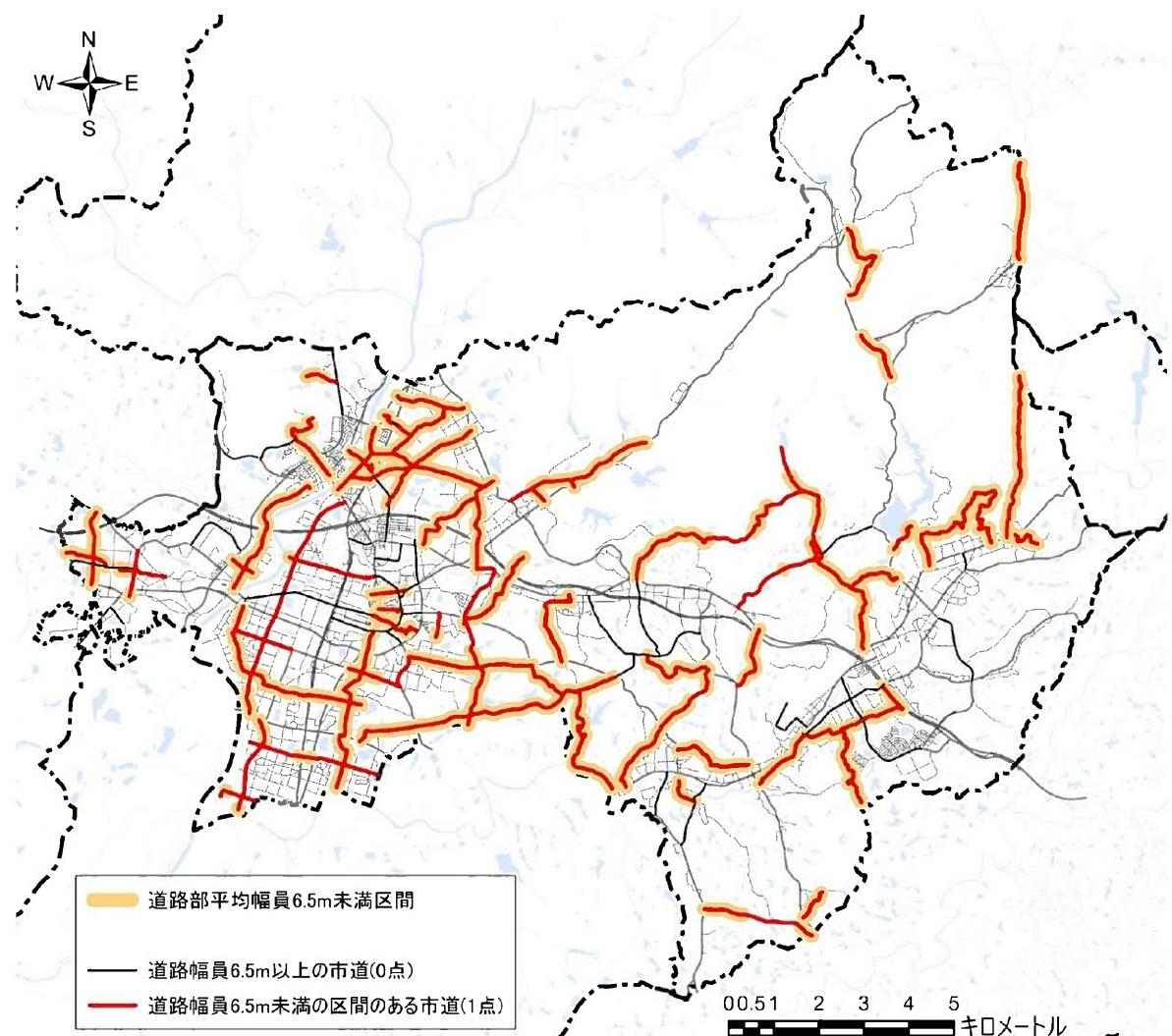


図 5-3 死亡事故・重傷事故が発生している市道

3) 幅員狭小区間の解消 ---

目的：幅員狭小区間を解消し、安全・安心な市道整備を進めます。

評価項目：道路幅員 6.5m未満の区間がある道路を整備の必要な路線として位置付けます。



資料：道路台帳データ

図 5-4 道路幅員 6.5m 未満の区間のある市道

(2) 防災に役立つみちづくり

1) 緊急輸送道路ネットワークの形成



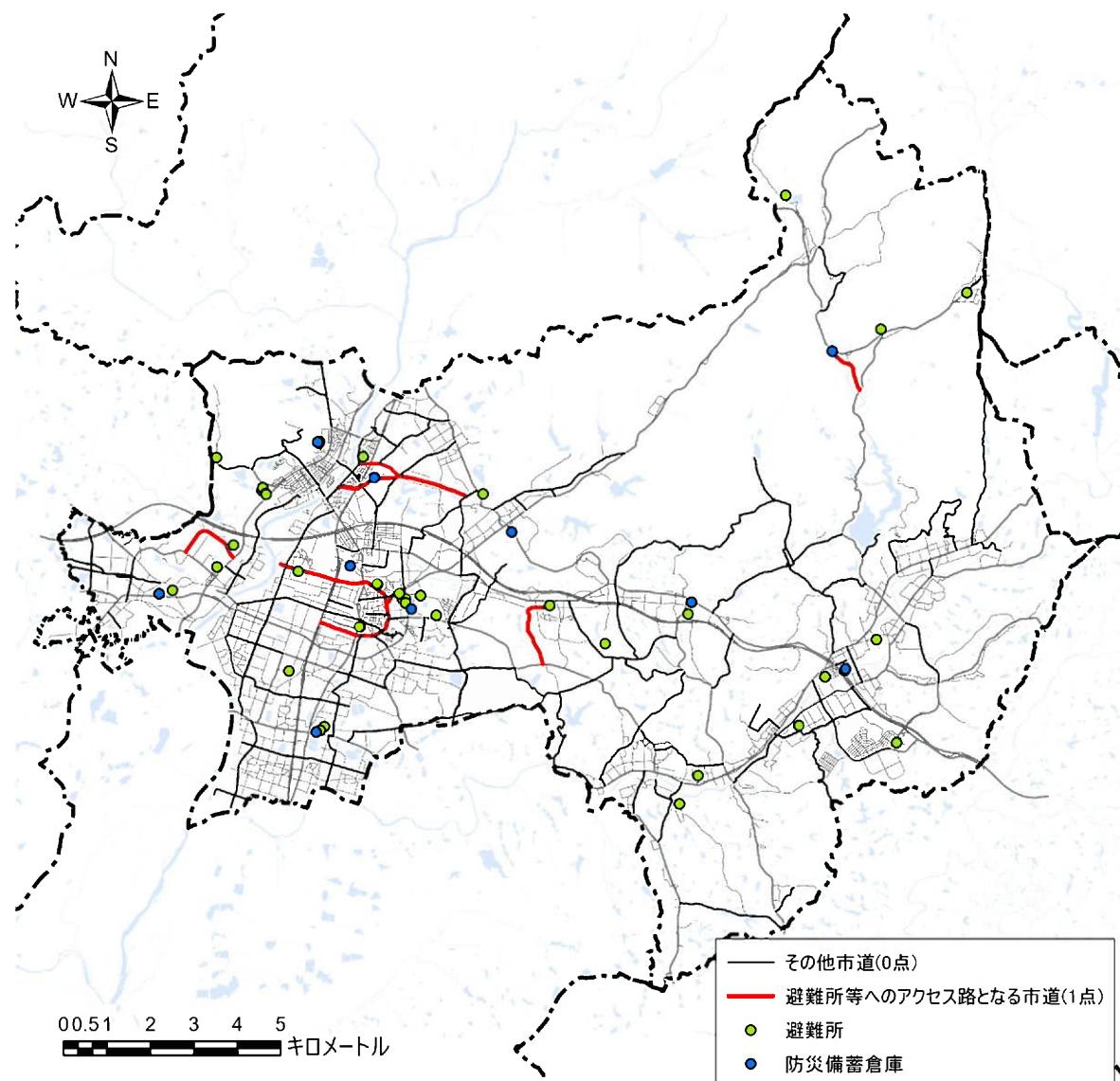
資料：加東市防災会議 加東市地域防災計画【震災対策編】（平成 30 年）

図 5-5 緊急輸送道路に位置付けられた市道

2) 避難所等へのアクセス向上

目的：避難所、備蓄倉庫等へのアクセス経路となる市道の整備を進めます。

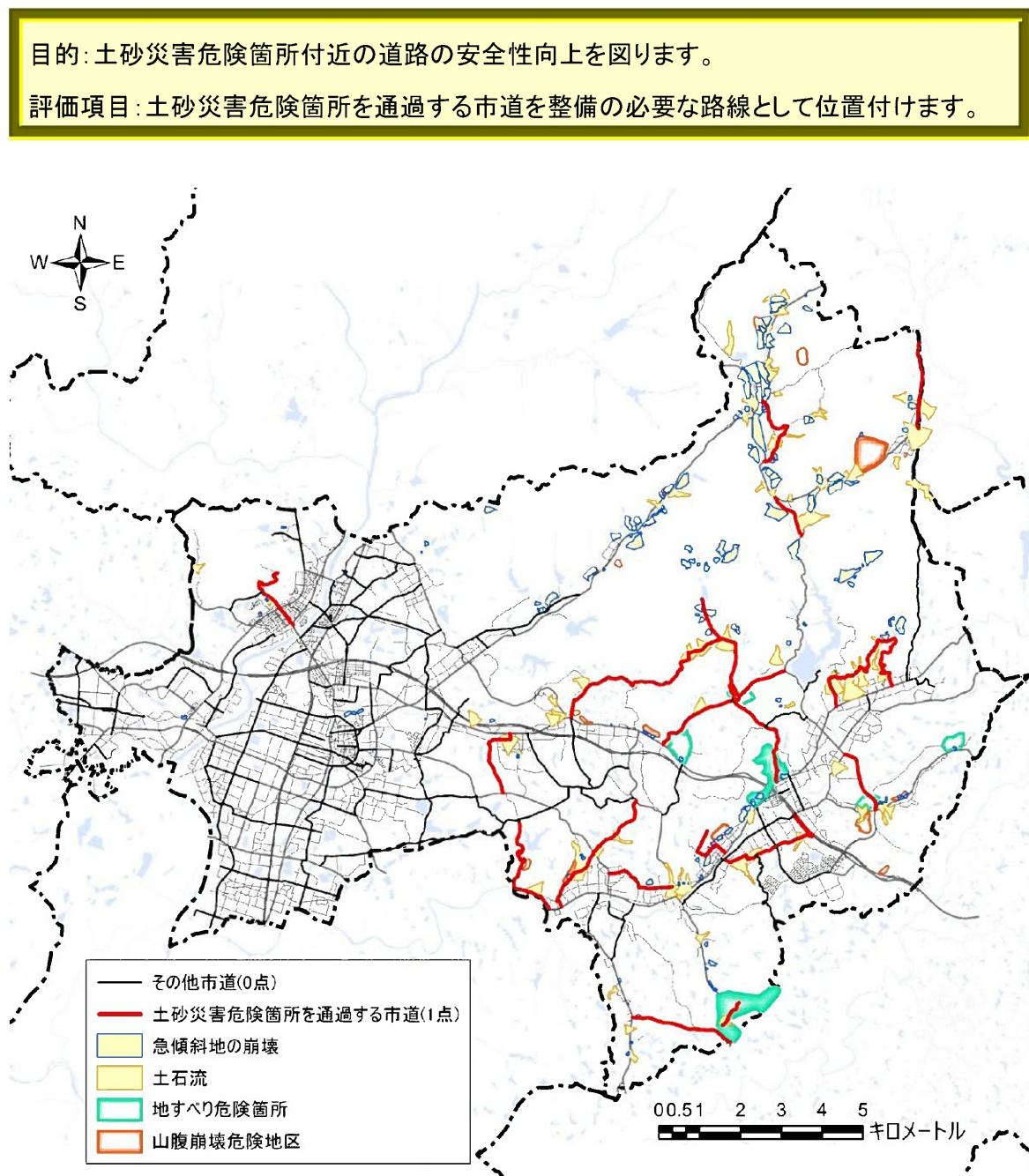
評価項目：避難所、備蓄倉庫等へ直接アクセスする道路を整備の必要な路線として位置付けます。



資料：加東市

図 5-6 避難所等へのアクセス経路となる市道

3) 土砂災害危険箇所付近の安全性向上



資料：加東市

図 5-7 土砂災害危険箇所付近を通過する市道